CNIPA、知財強国建設に向けた課題解決のための調査研究の実施を募集

2023 年 3 月 10 日
JETRO 香港事務所

2023 年 3 月 3 日、国家知識産権局（CNIPA）弁公室が、「**2023 年度の課題研究項目の通知**」（关于申报 2023 年度课题研究项目的通知[1]）を発表した（通知は 2 月 28 日付け）。

本通知は、「**知的財産権強国建設綱要**」[2]（2021 年 9 月 中共中央・国務院）及び「**“十四五”知的財産権保護運用計画**」[3]（2021 年 10 月 国務院）等を実施する過程において、重要な問題、難しい問題、注目されている問題（重点、难点、热点问题）に焦点を当てて調査・研究することを目的としたものであり、そのような調査・研究の実施を広く募集するものである（提出期限は 2023 年 3 月 24 日）。

対象とする研究項目は、ソフトサイエンス研究項目（软科学研究项目）と専利特別研究項目（专利专项研究项目）の 2 種類に分けられている[4]。

本通知の添付資料（附件 1 の申請ガイドラン）によれば、ソフトサイエンス研究項目の具体的なテーマ例は以下のとおり（一部のみ掲載）[5]。

（1）基礎理論
- ✓ 中国の特色ある知的財産権制度に関する研究
- ✓ 知的財産権が経済発展に与える影響に関する研究
- ✓ 知的財産権基本法の道筋選択に関する研究

（2）制度上のルール
- ✓ データ知的財産権保護のルールに関する研究

---

1 ［原文］https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/3/3/art_75_182427.html?xxgkhide=1
2 ［原文］http://www.gov.cn/zhengce/2021-09/22/content_5638714.htm
3 ［原文］http://www.gov.cn/zhengce/content/2021-10/28/content_5647274.htm
4 それら項目は、対象とする内容だけでなく、求められる要件も異なる。
例えば、ソフトサイエンス研究項目では、①調査分析の実施を通じて参考価値のある対策案を提示すること、②担当者は 2 名以内とし、研究チームは原則として 10 名以内（担当者を含む）であること、③研究期間は通常 1 年であること、等が定められている。
また、専利特別研究項目では、①研究者の総数は 10～15 名とし、原則として 5 年以上の実務経験または 3 年以上の研究経験を有する研究者とすること、②問題意識を強化し、重要なポイントに焦点を当て、専利業務の新展開をフォローし、研究の先見性、関連性、実用性を反映すること、③研究期間は 4～8 ヶ月とすること、等が定められている。
5 例示されたテーマに限らず、独自の切り口でテーマは設定可。専利特別研究項目も同様。

- ✓ 人工知能が知的財産権制度に与える影響に関する研究
- ✓ 標準必須特許の規制・政策に関する研究
- ✓ 実用新案制度の改革に関する研究
- ✓ 商標権の適正な行使に関する研究

（3）実践業務

- ✓ 知的財産権の保護の課題に関する研究
- ✓ 知的財産権の活用に関する研究
- ✓ 知的財産権サービスの課題に関する研究
- ✓ 知的財産権の国際的な課題に関する研究

また、本通知の添付資料（附件５の申請ガイドラン）によれば、専利特別研究項目の具体的なテーマ例は以下のとおり（一部のみ掲載）。

（一）専利制度の理論と実務

- ✓ 専利権濫用の法的規制に関する研究
- ✓ ビッグデータ、人工知能、遺伝子技術等の新分野・新産業における審査方針・審査基準の改善に関する研究
- ✓ 基幹技術分野の審査基準の改善に関する研究
- ✓ 専利権付与の質の向上に関する理論的・実践的課題に関する研究
- ✓ 専利審査プロセス全体の運用の最適化に関する研究
- ✓ 専利審査機構および連携機構の最適化に関する研究
- ✓ AI による検索システムおよび審査システムの応用に関する研究
- ✓ 専利審査の国際協力・比較に関する研究

(二) 重点コア技術の専利分析

新世代情報技術、デジタル経済、クリーンエネルギー、新素材、生物医学、ハイエンド機器等の分野における重点コア技術、世界の専利分布の現状、重点技術の発展動向、保護と活用の状況、重点製品の専利分析調査、等

提示されたテーマは広範なものであるものの、中国の知財制度に対する CNIPA の課題認識を示しているとも考えられ、今後の動向が注目される。

（以上）